



広 報 誌

2019

11

No.1014

やま と た か だ



リズモー市からの派遣学生と子どもたちのトントン相撲
(9月28日撮影:バンブーイングリッシュ 総合福祉会館)

INDEX

平成30年度決算 ①～④ 大和高田市プレミアム付商品券について 他 ⑤ 消費生活センターから ⑥
女性に対する暴力をなくす運動 他 ⑦ 秋の全国火災予防運動 他 ⑧ いま、市立病院では ⑨ 人権シリーズ ⑩
BOOKサロン ⑪ 各種相談 ⑫

算をお知らせします

一般会計決算歳入

前年度比 4.7%増
271億1,906万1千円

また、普通交付税については、地方消費税交付金の増加などが要因となり、約2億円の減収となるなど、特別交付税の減収と合わせて約2億1,100万円の減収となりました。

一方、地方譲与税等に含まれる配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金では、株価が下落したことなどが影響し、あわせて約3,400万円の減収となったものの、地方消費税交付金が約1億200万円増加し、地方譲与税等全体では約7,600万円の増収となりました。

歳入については、前年度の決算額と比較して約12億600万円の増収となりました。

主な項目では、市税【表1】において、市民税（個人・法人）で約6,700万円の増収があったものの、固定資産税・都市計画税で約8,200万円の減収があり、市税収入全体では約1,400万円の減収となりました。

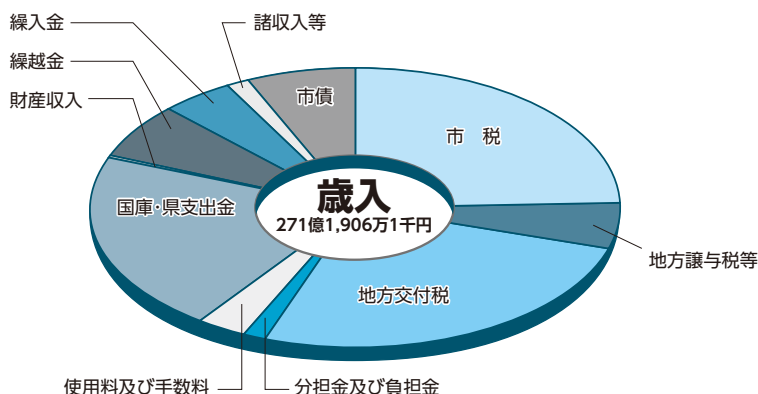
◆歳入の決算状況

平成30年度一般会計決算は、8億8,723万8千円の黒字となり、実質収支では、平成22年度から9年連続の黒字決算となりました。

平成30年度は、『公共施設コンクリートブロック塀改修事業』『小・中学校空調設備設置事業』『高田西中学校大規模改修事業』など、新たな行政課題に取り組みました。

令和元年度以降も、強固な財政基盤の確立と市民サービスの充実をめざし、健全な財政運営に努めます。

◎一般会計は、9年連続の黒字決算



歳入	決算額	前年度対比	構成比
市税 注1	66億9,236万4千円	▲0.2%	24.7%
地方譲与税等	13億6,678万8千円	5.9%	5.1%
地方交付税	70億4,745万6千円	▲2.9%	26.0%
分担金及び負担金	3億1,884万8千円	1.1%	1.2%
使用料及び手数料	8億1,768万9千円	0.7%	3.0%
国庫・県支出金	57億1,883万3千円	▲4.6%	21.1%
財産収入	3,856万4千円	▲83.3%	0.1%
繰越金	17億3,492万8千円	31.9%	6.4%
繰入金	12億293万5千円	1,992.1%	4.4%
諸収入等	3億8,575万6千円	12.3%	1.4%
市債	17億9,490万0千円	13.2%	6.6%
合計	271億1,906万1千円	4.7%	100.0%

注1 市税は前年度より1,406万円の減収

一般会計決算額の推移

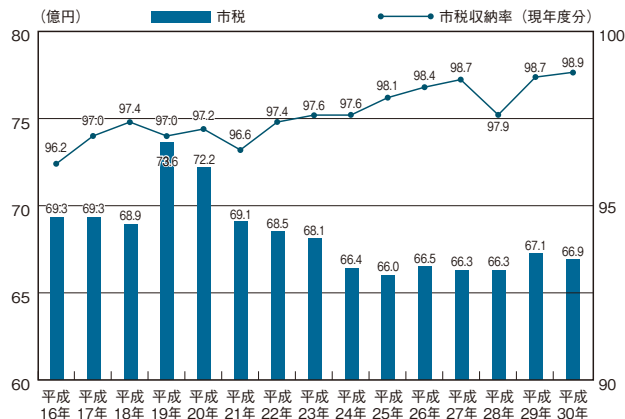
年 度	実質収支	単年度収支
平成16年度	▲9億2,264万2千円	▲5億4,180万5千円
平成17年度	▲9億4,541万6千円	▲2,277万4千円
平成18年度	▲9億6,066万1千円	▲1,524万5千円
平成19年度	▲8億6,410万6千円	9,655万5千円
平成20年度	▲7億6,435万8千円	9,974万8千円
平成21年度	▲5億5,055万0千円	2億1,380万8千円
平成22年度	1億9,816万7千円	7億4,871万7千円
平成23年度	8億0,678万8千円	6億0,862万1千円
平成24年度	10億2,115万2千円	2億1,436万4千円
平成25年度	12億2,762万9千円	2億0,647万7千円
平成26年度	13億3,193万8千円	1億0,430万9千円
平成27年度	12億1,131万3千円	▲1億2,062万5千円
平成28年度	12億3,638万4千円	2,507万1千円
平成29年度	16億6,845万8千円	4億3,207万4千円
平成30年度	8億8,723万8千円	▲7億8,122万0千円

※実質収支……平成22年度から9年連続の黒字決算

【表1】市税と市税収納率（現年度分）の推移

〈市税の内訳〉

市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・都市計画税



※平成19年度市税収入は、税源移譲により、所得譲与税4億8,500万円が市税へ振替

平成30年度の決

一般会計決算歳出

256億5,746万5千円
前年度比 6.1%増

◇歳出の決算状況

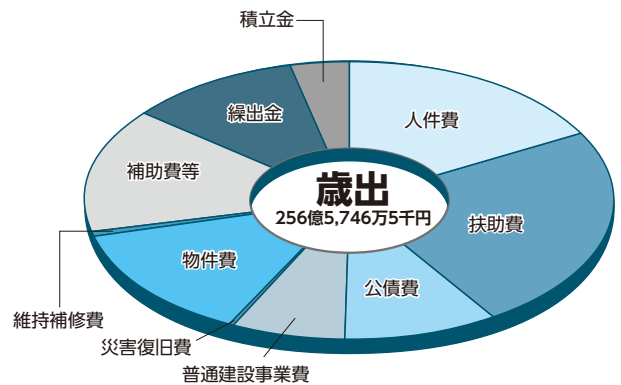
歳出については、前年度の決算額と比較して約14億7,900万円の増額となりました。

主な項目では、義務的経費のうち人件費において、退職手当を除く職員の実質的人件費で約1億1,300万円の増加となり、扶助費においては生活保護費や臨時福祉給付金の減少が影響し、約3億6,200万円の減少となりました。また、公債費においては実質の元利償還金で約1,100万円の減少となりました。

一方、普通建設事業では、『新庁舎建設事業』や『街路事業』などの継続事業に加えて、新たに『公共施設コンクリートブロック塀改修事業』『小・中学校空調設備設置事業』『高田西中学校大規模改修事業』に着手しました。

市債残高については、普通建設事業の縮減に伴い市債の発行を抑制してきたことから、普通交付税の代替措置である「臨時財政対策債」を除く市債は年々減少しており、平成30年度末【表2】で約96億円となり、前年度との比較では、約5億8,000万円の減少、平成16年度末との比較では約170億2,000万円の減少となりました。

歳出	決算額	前年度対比	構成比
人件費	44億725万5千円	5.6%	17.2%
扶助費	60億8,798万0千円	▲5.6%	23.7%
公債費 注1	24億5,426万1千円	▲0.4%	9.6%
普通建設事業費	17億3,395万8千円	19.8%	6.8%
災害復旧費	5,271万5千円	213.5%	0.2%
物件費	34億9,900万4千円	▲0.2%	13.6%
維持補修費	7,263万6千円	5.0%	0.3%
補助費等	37億5,044万6千円	4.2%	14.6%
繰出金	27億2,556万1千円	11.9%	10.6%
積立金	8億7,364万9千円	4,513.9%	3.4%
合計	256億5,746万5千円	6.1%	100.0%



注1 市債の元利償還金である公債費は実質額で1,070万円の減

【表3】 基金残高の推移 (単位：億円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政調整基金	7.2	9.2	11.2	11.2	11.2	8.3
庁舎整備基金	12.8	17.8	23.8	23.8	23.2	22.6
退職手当基金	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ふるさと 大和高田応援基金	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4
その他の基金	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5
合計	22.3	29.3	37.4	37.4	37.0	33.8

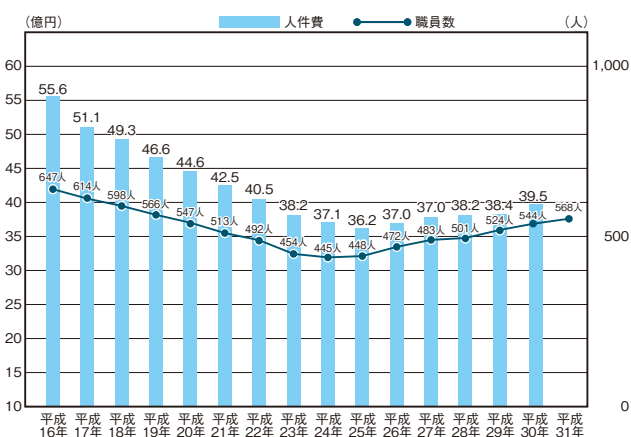
【表2】 地方債現在高の状況 (単位：億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般会計	266.2	239.9	218.8	198.5	180.6	169.6	155.0	145.1	137.6	127.5	122.8	117.7	110.4	101.8	96.0
臨時財政 対策債	35.6	43.6	50.0	55.2	59.3	66.1	77.0	84.4	91.8	99.0	104.5	108.7	110.3	112.0	112.8
合計	301.8	283.5	268.8	253.7	239.9	235.7	232.0	229.5	229.4	226.5	227.3	226.4	220.7	213.8	208.8

※臨時財政対策債とは、普通交付税の代替措置であり、その元利償還金は、全額を後年度の普通交付税で補てんされる。

【表4】 人件費と職員数(退職手当を除く)

(各年4月1日時点)



職員人件費の抑制については、数次にわたる行財政改革や平成22年度より取り組んだ「大和高田市財政健全化プログラム(H22～H24)」により、管理職早期退職者制度による職員数の削減をはじめ、地域手当や管理職手当の削減、特殊勤務手当の見直しなどを実施し総人件費の抑制を行ってきました。これらの取り組みにより、平成16年度と平成30年度との比較で、人件費を16億1,000万円(29.0%)削減しました(平成19年度から平成23年度までは3%、平成24年度は1.5%の職員給料のカットも併せて行いました)。

また、職員数についても平成31年4月までの15年間で79人減員となっています。(一般会計当初予算での職員数)【表4】

◎人件費と職員数の推移

会計名	収入済額	支出済額	差引	繰越財源	実質収支
国民健康保険事業	81億330万7千円	76億8,889万2千円	4億1,441万5千円	0	4億1,441万5千円
国民健康保険天満診療所	1億2,770万3千円	1億2,762万8千円	7万5千円	0	7万5千円
住宅新築資金等貸付金	2億6,266万7千円	2億6,266万7千円	0	0	0
駐車場事業	3,228万3千円	3億7,156万8千円	▲3億3,928万5千円	0	▲3億3,928万5千円
介護保険事業	59億1,815万4千円	57億5,970万0千円	1億5,845万4千円	0	1億5,845万4千円
後期高齢者医療保険事業	8億1,390万4千円	8億1,117万2千円	273万2千円	0	273万2千円
合 計	152億5,801万8千円	150億2,162万7千円	2億3,639万1千円	0	2億3,639万1千円

市の「財政健全度」についてのお知らせ

「地方公共団体の健全化に関する法律」に基づき、財政破綻を未然に防ぐため、自治体の財政健全度を示す指標について下記のとおりお知らせします。

健全化判断比率等の状況

(単位：％)

指標	H30年度	H29年度	H28年度	H30-29 増減 ※1	早期健全化団体 基準値 ※2	財政再生団体 基準値 ※3	指標の内容
実質赤字比率	▲6.04	▲9.53	▲6.72	3.49	12.82	20.00	一般会計等の一年間の会計に占める赤字の割合
連結実質赤字比率	▲21.71	▲27.18	▲25.80	5.47	17.82	30.00	市のすべての会計を合算した一年間の会計に占める赤字の割合
実質公債費比率	9.1	9.7	10.6	▲0.6	25.0	35.0	一年間の収入に占める借入金（地方債）の返済にかかる割合
将来負担比率	40.0	52.2	53.2	▲12.2	350.0	—	借入金（地方債）や今後の負担の見込み等の残高を表わす割合

※1 増減の▲表示は前年度より数値が好転したことを示します ※2 早期健全化団体基準値…この値を超えるとイエローカードです
※3 財政再生団体基準値…この値を超えるとレッドカードです

資金不足比率の状況

(単位：％)

指標	H30年度	H29年度	H28年度	H30－29 増減 ※1	経営健全化団体 基準値 ※4		指標の内容
水道事業会計	▲55.4	▲45.2	▲43.3	▲10.2	20.0	－	水道事業会計の事業の規模に対する資金不足額の割合
下水道事業会計	▲31.6	▲12.7	▲4.0	▲18.9	20.0	－	下水道事業会計の事業の規模に対する資金不足額の割合
病院事業会計	▲13.6	▲16.9	▲22.3	3.3	20.0	－	病院事業会計の事業の規模に対する資金不足額の割合

※4 経営健全化団体基準値…この値を超えるとイエローカードです

大和高田市は基準を全てクリアしています

市の財政指標の公表

地方公共団体の財政の健全度を表す健全化判断比率等の公表が法律により義務付けられています。これらの指標が一定の基準値を超えると、財政が危機的な状態である「早期健全化団体」や「財政再生団体」となり、国、県の指導のもとに財政再建計画を策定することとなります。平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、全ての指標において、国から示された基準値を下回る結果となりました。

◎主な事業内容

- 高田中学校体育館増改築事業
(総工費 5億3,810万円)
高田中学校体育館の増改築工事を行いました。
- 姉妹都市交流55周年記念事業(389万円)
市民訪問団を結成し、リズモ市での記念式典に出席しました。
- 消防団詰所兼車庫(第7分団)整備事業
(総工費 5,631万円)
一部木造平屋建てから鉄骨造2階建てに新築すること、防災拠点の強化を図りました。



高田中学校体育館



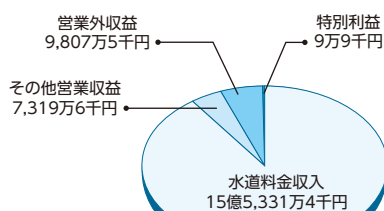
姉妹都市交流55周年記念事業



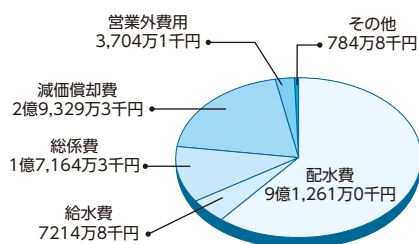
消防団車庫兼詰所(第7分団)

水道事業

水道事業収益内訳 17億2,468万4千円



水道事業費用内訳 14億9,458万3千円



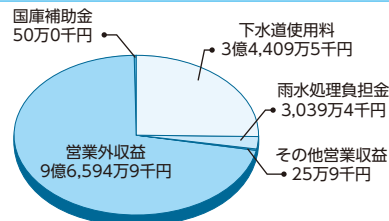
水道事業の平成30年度の収益的収支は、約2億3,010万円の黒字となり、前年度からの繰越利益剰余金2万円を合わせた、当年度の未処分利益剰余金は、2億3,012万円となりました。そのうち、1億4,000万円を後年度負担に備えるため、建設改良積立金へ積み立てました。

収益的収入では、水道料金収入が、人口減少などの影響を受け、配水量が減少したため、前年度より約1,753万円の減収となりました。また、費用面においては、前年度より約1,666万円減少しました。要因として、人件費や償却費などは増加しましたが、受水費や物件費などが減少したためです。

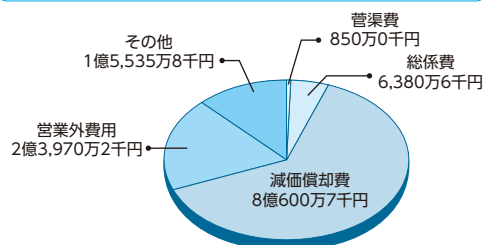
また、平成30年度では、配水管整備事業として、約3億3,733万円（36か所）の給配水管工事を行いました。今後も更に効率的な運営により経費の節減を図りながら、ライフラインを確保するための諸事業を推進します。

下水道事業

下水道事業収益内訳 13億4,119万7千円



下水道事業費用内訳 12億7,337万3千円

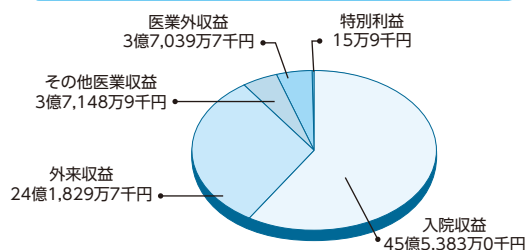


下水道事業の平成30年度の収益的収支は、約6,782万円の黒字となり、前年度からの繰越利益剰余金5,106万円を合わせた当年度の未処分利益剰余金は1億1,888万円となりました。

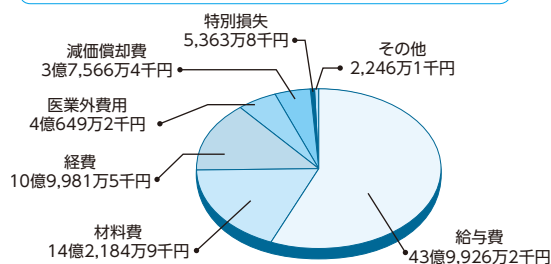
収益的収入では、下水道料金収入について、下水道工事の推進により、前年度より約234万円の増収となりました。また、費用面においては、前年度より約1,062万円減少しました。支払利息の減少が主な要因となります。

また、下水道事業の現況では、平成30年度の認可区域内における整備率は59.1%となりました。今後も、未整備地区の早期完成をめざして事業を推進し、公共下水道の普及に努めます。

病院事業収益内訳 77億1,417万2千円



病院事業費用内訳 77億7,918万1千円



病院事業

病院事業の平成30年度の収益的収支は、約6,501万円の純損失となり、公営企業会計制度改正で退職手当給付引当金（全職員が年度末に退職したと仮定した場合に必要な退職手当の総額）の計上の義務化が大きく影響した平成26年度からの繰越欠損金は4億8,471万円となりました。そのうち1億9,546万円を資本剰余金で処理し、残りの2億8,925万円が翌年度への繰越欠損金となっています。

収益的収入では、入院収益、外来収益とも増収となったため、病院事業収益全体で約3億1,299万円増収となりました。

収益的支出においては、材料費、人件費が大きく増加したことにより病院事業費用全体で約3億7,827万円増加となりました。

投資面では、多項目自動血球分析装置をはじめとする計34品目の医療機器と7品目の器具備品を購入しました。これにより一層の医療の質の向上、また地域で必要とされる医療のサービスの充実に努めます。

これからも「大和高田市立病院 公立病院改革プラン」（平成29年度から令和2年度が対象期間）に沿って継続的に経営の効率化を図りながら経営基盤の強化に取り組みます。

大和高田市プレミアム付商品券について

10月1日よりプレミアム付商品券の販売を開始しています（申請をした人については随時購入引換券を送付しています）。

なお、プレミアム付商品券購入引換券の申請は11月30日までです（購入可能対象者の人には8月中に申請書を送付しています）。

▽販売期間 10月1日～令和2年2月28日まで

▽利用可能期間 10月1日～令和2年2月29日まで

※利用可能期間を過ぎた商品券については払い戻しなどできませんので注意してください。

〔産業振興課 商品券事業係

内線251〕

市立看護専門学校 令和2年度学生募集

▽募集人員 30名（推薦含む）

▽修業年限 3年課程 看護学科

▽受験資格

●一般入試：次の(1)～(3)のいずれかに該当する人

(1)高等学校卒業者、(2)令和2年3月卒業見込みの人、(3)これと同等以上の学力のある人（学校教育法第90条に該当する人）

●社会人入試：令和2年4月1日現在満23歳以上で、次の(1)・(2)のいずれかに該当する人

(1)高等学校卒業者、(2)これと同等以上の学力のある人（学校教育法第90条に該当する人）

▽受験料 20,000円（指定の受験料納付書で、銀行振込）

▽願書受付期間 12月16日（月）～令和2年1月8日（水）【必着】

▽試験日 令和2年1月25日（土）午前9時～

▽ところ 市立看護専門学校

※出願書類、出願手続き、試験科目など、詳しくは市立看護専門学校ホームページ（<http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp/bakko/>）、または左記へ問い合わせください。

〔市立看護専門学校 ☎53・2901〕

指名手配被疑者の 検挙にご協力を

8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約600人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、傷害、窃盗、詐欺などの事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中旬に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力がいずれも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかな事でも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

※指名手配被疑者の顔写真などは各警察署等で確認できます。

▽問合せ先

・高田警察署 ☎22・0110

・奈良県警察本部 ☎0742・23・0110

〔生活安全課 内線321〕

宝くじ助成金で地域 コミュニティの活性化

一般財団法人自治総合センターの「令和元年度コミュニティ助成事業」の助成金を、次の団体が活用しました。

・北敷島町自主防災会

▽活用内容 防災資機材の整備

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、住民の行うコミュニティ活動を推進し、宝くじの普及広報を目的として行われています。



〔危機管理課 内線241〕

まちづくり団体 3B体操



▽会員数 50人

▽活動概要 平日の各曜日ごとにさまざまな場所で行っています。また、年に数回発表会などのイベントもあります。

▽団体理念 老若男女問わず、地域の皆さんの健康作りを推進すること。

▽連絡先 山中 松子 ☎22・7824

市民交流センター（コスモスプラザ）に登録している活動団体を、順次紹介します（順不同）。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

消費生活センターから

ハガキやメールによる 身に覚えのない請求は 無視

法務省管轄支局「民事訴訟告知センター」という

ところから、総合消費料金未納分訴訟最終通知書というハガキが届いた。内容は未納の総合消費料金について契約会社、ないし運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされた事を通知するものであった。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟開始となるので、必ず本人から連絡するようにというもので、給与や不動産などの差し押さえという文言も記載されている。全く身に覚えのないことである。

(70歳代女性)

毎年、消費生活センターに寄せられる相談で最も多いのが、架空請求(身に覚えのない請求)と

呼ばれるものです。これは全く利用していないデジタル情報サイトなど、有料サイトの利用料金が多く、請求手段はハガキやメールです。「サイト運営会社から債権譲渡を受けた」「通信会社から委託を受けた」など債権譲渡を受けたと語る架空請求であったり、公的機関や実在する企業名などを詐称した架空請求があります。また、ハガキなどには訴訟をするといった文言や、給与、預貯金、不動産、その他あらゆる財産を強制執行で差し押さえるといった強硬な文言が並べられています。

架空請求は、業者が何らかの名簿を入手して、その名簿を元に不特定多数の人にハガキなどを送りつけたり、また携帯電話などにショートメールを送信したりします。請求された人は全く身に覚えがないので、こんな請求はおかしい、何か変だと感じ、大半の人は無視します。しかし、中には過去に利用したサイトと関係があるのではないかと、家族の誰かがサイトを利用したのではないかと思ひ、よくわからないが、自宅や職場に取り立てに来ると困るし、トラブルに巻き込まれたくないと心配になり、記載された連絡先へ問い合わせをしてしまい、最終的に脅かされて支払ってしまう人もいます。

す。悪質な業者はこのような人がいることを狙い、架空請求を繰り返していると思われる。

消費者へのアドバイス

1. 一切無視すること、業者には絶対連絡を取らないこと、相手方のメールに記載のURLをクリックしないこと、脅されても支払わないことです。請求された通りに支払ってしまえば、さらに別業者からの請求が続いてしまいます。
2. 有料サイトを利用している人は日頃から自分がどのサイトを利用しているかを把握しておくことが大切です。友だちなどに携帯電話を貸したため、有料サイトを利用されたという事例もあるので注意しましょう。
3. 家族の誰かが有料サイトなどを利用したと思っても、事実を確認するまで支払ってはいけません。
4. 脅迫めいたことを言うてくるのは、あくまでも連絡させ、支払わせるための手段です。

わからないこと、不安なことがあれば、消費生活センターまで電話してください。

「お金がない」では 断れない?

お金稼ぎに関する情報商材やマルチ商法などで借金をさせてまで契約を迫るケースがあるみたい。

えー!お金を借りるかどうかは個人の自由ですし、「お金がない」と言えば引き下がるのではないですか?

それが引き下がらないどころか、言葉巧みに「借金はすぐに返済できる」と借金をするように誘導したり、脅して借金をさせるなど、非常に悪質なんだよね。

それって多重債務にも繋がりますよね...

そうだよ。実際には儲からない情報商材を買ってしまうだけでも問題なのに、借金まで増えたら自己破産などにも繋がるし、かなりまずいね。

この場合、どうすればいいのでしょうか。

こればかりは意思を強く持って「お金が支払えない」ではなくて、きっぱりと断る以外に方法はないね。借金をしてまで投資等のためにお金を支払うなど、生活に支障がでるような契約は絶対にしないことが大切だよ。

なるほど。投資は自己責任だからトラブルの内容によっては返金が難しいことも多いですね。

そのとおり。まあ消費生活センターなら返金できるかどうかも含めて相談にのってもらえるから、困ったときは消費生活センターに相談すれば大丈夫だよ。

いつもながら頼りになりますね!

女性に対する

暴力をなくす運動

11月12日～25日

夫やパートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

パープルリボン運動を知っていますか
パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルです。

紫色のリボンを身につけたり、飾ったりすることで、家庭や地域などから暴力をなくし、被害者の安全を守りたいという気持ちを表します。



◎「女性に対する暴力防止啓発パネル展」

▽とき 11月11日(月)～25日(月)

▽ところ 市役所1階ロビー

◎女性の暴力に関する相談窓口 ※相談無料・秘密厳守 まずは電話で相談してください。

相談機関・窓口	電話番号	相談日時
市人権施策課男女共同参画推進係	☎ 22-1101 (内線 287)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く
奈良県高田こども家庭相談センター	☎ 22-6079	◆電話相談 月～金曜日 午前9時～午後4時 ◆面接相談 月～金曜日 午前9時～午後4時 (予約制) ※祝日、年末年始を除く
奈良県中央こども家庭相談センター	☎ 0742-22-4083	◆電話相談 月～金曜日 午前9時～午後8時 ◆面接相談 月～金曜日 午前9時～午後4時 (予約制) ※祝日、年末年始を除く
奈良県女性センター	☎ 0742-22-1240	◆電話相談・面接相談(予約制) ・火～金曜日：午前9時30分～午後5時30分 ・土曜日：午前9時30分～午後8時 ・日曜日・祝日：午前9時30分～午後5時 ※上記午後1時～2時、及び 休館日・年末年始を除く

◎緊急時は、110番通報してください。

【人権施策課 内線287】

売却区分番号	地名	地番・ 家屋番号	地目・ 種類	地積	見積価額	公売保証金
大和高田市 -1-1-1	蔵之宮町	142 番 5	宅地	58.07㎡	687,000 円	70,000 円
		142 番 5	居宅	1 階 34.76㎡		
				2 階 31.27㎡		

◎インターネット公売の実施

▽参加申込期間 11月6日(火) 午後1時～19日(火) 午後11時まで
▽入札期間 11月26日(火) 午後1時～12月3日(火) 午後1時まで
▽ところ Yahoo! 官公庁オークション (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp)

入札における注意や、入札方法に関してはYahoo! 官公庁オークションも見てください。
また、出品状況は変更となる場合があるので、詳しくは、市ホームページで確認するか、左記へ問い合わせてください。

〔収納対策室 内線252〕



秋の全国火災予防運動 11月9日～15日

火災予防に対する意識をさらに向上
することを目的に、市内で広報活動や
消防訓練などの行事が行われます。

○児童防火ポスター展示

▽とき 11月12日(火)～17日(日)

▽ところ 市民交流センター

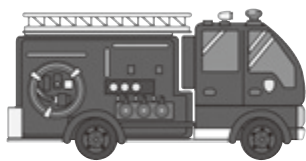
○消防フェスタ

▽とき 11月10日(日)

▽ところ 県産業会館北側駐車場

▽内容 防火・防災クイズコーナー、
消防車両展示コーナー、子供消防体
験コーナーなど

〔高田消防署 ☎25・0119〕



市町村民税・県税の 一斉滞納整理強化期間

自主財源である地方税収の確保と税
の公平・公正を確保し、納期内納税者
の信頼に應えるため、毎年11月・12月
を「市町村民税・県税の一斉滞納整理
強化期間」と定めています。この強化
期間では、市町村と県が連携して、差

押などをはじめとする滞納整理を強化
し、集中的に取り組みます。

◎期間中の主な取組

納税催告（文書催告、電話催告、納
税相談など）の強化、大口滞納者など
への滞納処分（差押、公売）の強化に
取り組むとともに、市町村と県は連携
して次の取組を実施します。

〔市町村と県が連携した取組〕

- ①市町村と県の不動産合同公売の実施
(11月12日(火))
- ②近鉄主要駅などへの啓発ポスターの
掲出など

〔収納対策室 内線236〕

全国瞬時警報システム (Jアラート)

全国一斉情報伝達訓練の 実施について

「防災スピーカーが吹鳴します」

市内10施設設置（左記参照）の防災
スピーカーより、試験放送を行います。
※情報伝達訓練なので、避難行動をと
る必要はありません。

▽とき 12月4日(水) 午前11時

▽防災行政無線（防災スピーカー）設
置施設

（8小学校の屋上）
片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、

浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、
菅原小学校、浮孔西小学校
（2市営住宅の屋上）
市営住宅西坊城団地
サンシャイン市場住宅

〔危機管理課 内線226〕



犬の飼い主さんへ お願いします

◎登録をしましょう

犬を飼い始めた方、市役所環境衛
生課で登録をしてください。また、犬
の所在地や飼い主が変わったとき、犬
が死亡したときも必ず届け出してくださ
い。

※『狂犬病予防法第4条』で定められ
ています。

◎年に1回狂犬病予防注射を受けま
しょう

※『狂犬病予防法第5条』で定められ
ています。

◎鑑札・注射済票を首輪につけましょ
う

犬を登録すると、鑑札が、また、毎
年狂犬病予防注射を受けると注射済票

が交付されますので、必ず首輪につ
けておきましょう。

※飼い犬が、迷子になった時に鑑札や
注射済票の番号で、飼い主さんを早
くみつけることに役立ちます。

※『狂犬病予防法第4条、第5条』で
定められています。

◎放し飼いはやめましょう

犬を飼われる際は、くさり等でつな
ぐか、しっかりした囲いの中で飼いま
しょう。また、散歩するときは手綱を
放さず、人通りの多いところでは、リ
ードを短く持つようにしましょう。

※放し飼い、リードなしの散歩は『奈
良県動物愛護及び管理に関する条例
第5条』で禁止されています。

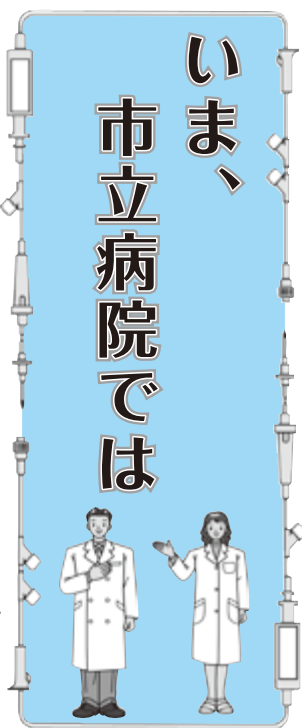
◎フンは持ち帰りましょう

飼い犬を散歩させるときは、フンを取
る用具を携帯し、必ず拾って、自宅
に持ち帰りましょう。

※『大和高田市ポイ捨て防止等に関す
る条例第1条、第8条』により禁止
されています。

〔環境衛生課 内線281〕





最近の「栄養指導」のご紹介

「あーそうということか！それならできそう」

「こんな話、教えてもらえるとと思ってなかったわ」

「正直面倒やなあと思ってたけど、来てよかったわ。また来るわ。」

最近、こんな言葉をよく言ってもらいます。

皆さんは、「栄養指導」にどんな印象を持っていますか。「お残しは許しませんー」と仁王立ちで怒っている印象ですか。あるいは計量秤と電卓を手にピンピン指導する…そんな印象ですか。

このお話を読んでもらうことで、誤解が解けると嬉しいですよ。

栄養指導では、「食事の偏り（過剰や不足）は健康を損なう」と気づくことで、患者さん自ら目標を設定し、目標に向けて挑戦する、そんな頑張りやに寄り添う事をめざしています。

当院には、さまざまな疾病や症状の患者さんが来られ、

各々の栄養指導があります。例えば、生活習慣病の患者さんには、普段の生活の問題

点に気づき、目標に向けて挑戦できるよう支援します。手術を受ける患者さんには、術後の回復を良くするために、術前に充実させたい栄養素や

食事の工夫についてお話しをします。栄養指導は、入院中と外来で継続して行い、退院後の食事の不安や悩みの解消をめざしています。

最近多いのは、抗がん剤などの副作用による食欲不振に悩んでいる患者さんへの栄養指導です。副作用の個人差は大きく、説明書に書いてあることが当てはまらない、悩みを分かち合う仲間に巡り会えない…と、一人で悩みを抱え込んでしまいがちです。栄養指導では、ゆつくりとお話を聞き、他の患者さんの経験も紹介しながら、今できそうなことを一緒に考えます。

また、低栄養の患者さんへの栄養指導も増えています。

食欲が湧かず食事量が減る↓食べやすい軟らかいものを選ぶ↓歯が弱って肉や魚よりも

お粥や麺類で済ませる↓低栄養になる↓筋肉が減り筋力・体力も低下する（疲れやすい）

↓活動量が減る↓食欲が湧かない…という悪循環、思い当たる節はありませんか。一つ一つは大した話では無いように

思われますが、なかなか断ち切れない厄介な循環です。どこから手を付けていくか、どんなことができるかのお話

も栄養指導です。

お菓子やお酒の節制に取り組む患者さんには、仁王様の仮面をお借りすることもありますが、食欲が湧かない時、食べようと思っても食べられない時、テレビなどの健康食品情報に溺れそうな時にも、栄養指導は役に立てると思います。冒頭の言葉は、そんな患者さんからかけて頂きました。本人はもちろん家族さんと一緒に、知恵を出し合い、今できる食事の最善の方法を一緒に探り、食事で健康を支えましょう。

大和高田市立病院

栄養管理科 山本友香

〔市立病院 53・2901〕

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「白目が真っ赤になった」

朝、鏡を見たら目が真っ赤になっていてびっくりしたー！。こんな経験はありませんか？

白目のところに出血して真っ赤になる状態を「結膜下出血」と言います。何の前触れもなく突然起こります。

眼球の白目を覆う一番表面の膜を球結膜といい、細い血管が多数存在しています。結膜下出血とは結膜下の小さな血管が破れて出血したものです。白目部分が真っ赤に染まりますが、痛みやかゆみなどの自覚症状はなく、眼球の内部に出血が入りこむこともないので、視力低下の心配もありません。

出血の原因は、はっきりしないことの方が多いのですが、強く目をこすった時、結膜炎、物が当たった時、くしゃみや強くせき込んだ時、お酒を飲みすぎたあとなどに起こることがあります。結膜の老化やドライアイも結膜下出血

につながりますので、普段から寝不足やパソコン、スマホの見すぎなどのないように、目をいたわる生活を心掛けましょう。

出血は1〜2週間ほどで自然に吸収されますので、多くの場合は治療の必要はありません。蒸しタオルであたためると、出血が早く吸収されるようです。

目の外傷がきっかけとなっている場合や、出血だけでなく目が痛い、見えにくい、かゆい、コロコロするといった症状があったり、頻繁に出血をくりかえす場合には、眼科を受診して相談してください。

天満診療所健康教室

▽とき 11月21日(木)

午後1時〜2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

健康教室

「咳・痰・呼吸器の病気」

▽講師 梅本典江

（天満診療所医師）

〔天満診療所 52・5357〕



人権シリーズ 200

「生きる」「育つ」「守られる」。
そして……



「子どもがどんな子に育ってほしいか」と問われたとき聞かされた「他人様に迷惑をかける子に」という声。心の中では「自分らしくあればそれでいい」と考えていても、保護者としての思いや世間体、大人としての道徳観念などが先行してしまうのかもしれない。そうした声に対して人権の学びの中から言えるのは「人に認めてもらえる」ということです。そのためにはまず子ども自身の人格や権利、思いが大切に守られていることが不可欠だと考えま

す。また、子どもは私たち大人が何気なくとっている言動や態度、時に偏見や差別までも映す鏡といえます。なおさらその思いに寄り添い、つぶやきに耳を傾けたいものです。

ところで子どもたち（青少年を含む）の権利を守るため1989年国連で採択された「子どもの権利条約」は、今年の11月20日で30周年を迎えます。この条約は2019年の時点で国連加盟国数を上回る196の国と地域で受け入れられています。その「子どもの権利条約」の4つの柱には「意見を表明する権

利（社会に参加する権利）」が位置づけられています（他の3つの権利の柱はタイトルを参照）。

子どもたちが人権について考えたことや意見を表明する場の一つとして、各学校での人権作文の取り組みがあります。そして県や全国のコンテストも開かれています。12月1日(日)には、第71回人権週間行事として「中学生人権作文表彰式と人権のつどい」が橿原市のかしはら万葉ホールで行われます。午後0時30分開会・入場無料です。奈良県大会での表彰に加えて、優秀作品については作文の朗読が行われます。作品を通して子どもたちの、そして私たちの人権に思いを馳せてはいかがでしょうか。

〔人権施策課 内線288〕

おしえて生活困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今回は、結婚して、2人の子と妻と妻の弟と5人で暮らしているYさんのお話です。Yさんは以前から妻の弟の、子どもに対する暴力的な態度や、Yさんに対する嫌がらせなどで困っていて、離婚を考えているようでした。Yさんは性格は凄く真面目で、仕事を退職することはありましたが、途切れることなく働いていました。しかし、妻と妻の弟の嫌がらせにより、精神的に疲れてしまい、仕事を辞めてしまいました。収入もなくなり、このままでは生活ができませんというところで、相談のために来庁してくださいました。わたしたちは、まずYさんが生活を立て直すためにYさんの就労支援をしていくことにしました。Yさんは性格が真面目であるの

で、就労活動は順調に進んで、就労先を決めることができました。また、わたしたちは妻や妻の弟との関係についても、支援していかなければいけないと思いました。就労活動が終わって1か月間、Yさんと連絡を取り合い、家族関係が改善していくように助けました。Yさんは、「少しずつ精神的に楽になった。今後は家族のために仕事を頑張りたい。」と言っていました。今後は私たちは相談者の生活が少しでも改善できるように、寄り添って支援したいと思っています。

ここから始まる。

くらし・せいかつ支援係 44・3111(直通)

新着図書のご案内

一般書

もの忘れと記憶の科学	五日市 哲雄／著	日刊工業新聞社
江戸（秘蔵古写真）	日本カメラ博物館／監修	山川出版社
紙幣の日本史	加来 耕三／著	KADOKAWA
「空き家」に困ったら最初に読む本	牧野 寿和／監修	河出書房新社
命を守る、救える！応急手当〈イラスト図解〉事典	横田 裕行／監修	主婦と生活社

児童書

読む喜びをすべての人に	金治 直美／文	佼成出版社
保健委員会といっしょに今日からできる予防のてびき 1	齋藤 久美／監修	文研出版
おばけがヒュードロ熟語の話	木暮 正夫／文	岩崎書店
おかしなおきやくさま	ペク ヒナ／絵	学研プラス
おはようおやすみぼくのせかい	ローレン・ロング／絵	評論社

電子図書館 新着コンテンツ

仕事に差がつく！整理術	仕事の教科書編集部／編	学研プラス
頭のいい子の親がやっている「見守る」子育て	小川 大介／著	KADOKAWA
絵手紙をかこう	小池 邦夫／監修	学研パブリッシング
心を動かす無敵の文章術	千田 琢哉／著	マガジンハウス
獣の奏者	上橋 菜穂子／作	講談社



BOOK

サロン

11月のおはなし会

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 11月9日(土)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい
プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし「こんたのおつかい」

●えほん 「鳥になれたかった
こぐまのはなし」

◎えほんとわらべうたの時間《きらら》

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 11月23日(土・祝)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい
プレイルーム

▷たいしょう 3さいいじょう

●おはなし「わににわにのおふろ」

●えほん 「きのこ」

◎絵本のよみきかせ

(毎月第1・3土曜日開催)

▷とき ごぜん11時から

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

※11月2日(土)のおはなし会は図書館休館のため、お休みです。

催しのご案内

■第4回 コズミックカレッジ in 大和高田市立図書館

▷とき 11月23日(土・祝) 午後1時30分～3時ごろ

▷内容 「日食」のメカニズムと日食メガネの工作

▷講師 長谷川 裕さん(坂下星見の会)

▷対象 小学3年生から中学生 ▷定員 40名

▷協力 JAXA、坂下星見の会、夢咲塾

■図書館おもしろ科学教室

▷とき 11月24日(日) 第1部 午後1時～2時30分ごろ

第2部 午後3時～4時30分ごろ

▷内容 第1部 「偏光板でさぐる光のひみつ」

第2部 「かげろうで見える物の溶け方」

▷講師 関口 芳弘さん(理化学研究所)

夏目 雄平さん(千葉大学名誉教授)

▷対象 小学生(低学年は保護者同伴)から中学生

▷定員 各20組(市内優先)

▷費用 材料費300円(第1部のみ)

▷協力 寧薬化学工業株式会社

※申込時に希望される教室を選んでください。両方参加も可能です。

■「三線といっしょにうたおう」

▷とき 12月1日(日) 午後2時～3時ごろ ※申込不要

▷出演 森本 忠紀さん他

■図書館人形劇

▷とき 12月8日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ

▷内容 「ねずみのよめいり」小作品併演「おしゃべりかんこちゃん」他

▷出演 人形劇団「どむならん」

▷対象 3歳からの子どもとその保護者 ▷定員 70名(市内優先)

上記いずれも市立図書館2階学習室で開催

上記イベントの申込方法:11月3日(日・祝)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

〔市立図書館 ☎52-3424〕

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談（要予約）	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいを、こどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和な暮らしをきずきましよう。